

季節性インフルエンザ患者数の 推計方法等の変更について

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室

季節性インフルエンザ患者数の推計方法の見直しについて

1. 季節性インフルエンザの動向把握について

季節性インフルエンザの動向把握のために、全国約5,000か所の医療機関を定点医療機関として指定し、全り患者数の推計を行っている。

2. 全国のり患者数の推計方法の見直しについて

<現行：医療施設数による推計>

○現行の推計方法は、定点医療機関1施設当たりの報告件数に日本全国の医療機関の施設数を乗ずることで、推計していた。

○単純に医療施設数で割り戻す現行法では、医療機関の規模が反映できず、インフルエンザり患者推計が過大となる傾向が明らかになっていた。


$$\frac{\text{定点医療機関からのインフルエンザ報告数(a)}}{\text{定点医療機関の施設数(b)}} \times \text{全医療機関の施設数(c)} = \text{全国のり患者推計値 ①}$$

<見直し：外来患者延数による推計>

○平成29年5月に研究班(※)において以下について取りまとめられた。

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザり患者を診る機会は、他の医療機関と比べ大きな差はないと考えられることから、外来患者延数を用いた推計値の方が、現行推計方法よりも実態を反映していると言える
- ・ これまでのり患者数の推計値を見直し後の推計値に変換するためには、これまでのり患者数に0.66を乗ずる

○平成29年6月の厚生科学審議会感染症部会において、外来患者延数による推計方法に見直す旨了承された。


$$\frac{\text{定点医療機関からのインフルエンザ報告数(a)}}{\text{定点医療機関の外来患者延数(d)}} \times \text{全医療機関の外来患者延数(e)} = \text{全国のり患者推計値 ②}$$

注) a、b、cは、毎年調査を実施。

d、eは、3年毎に調査を実施。

新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標見直しについて(案)

○季節性インフルエンザの同時流行への対応として、1,270万人分(※)の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。

(※)抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標を決定した平成21年当時の過去3シーズンの季節性インフルエンザのり患者数の推計値の平均

○季節性インフルエンザり患者数の推計方法の見直しに伴い、季節性インフルエンザの同時流行への対応としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標を見直すこととする。

<<備蓄目標の決定法>>

1. 現行

- ・ 平成21年当時の過去3シーズン(平成19、20、21年)の①の平均値: 1,270万人

2. 見直し

- ・ 過去3シーズン(平成27、28、29年)の①の平均値: 1,511万人
- ・ d、eの最新値は、平成26年時点の調査。 
$$\frac{\text{【平成26年の①と②の比】}}{\frac{\text{平成26年の②推計値}}{\text{平成26年の①推計値}}} = 0.66$$
- ・ $1,511\text{万人} \times 0.66 \div 1,000\text{万人}$

新型インフルエンザ対策における 今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方(案)

現行

新

①全り患者の治療(3,200万人分)

- ✓ 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

②予防投与(300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行 (1,270万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

※過去3年の推計患者数の平均

①全り患者の治療(3,200万人分)(変更なし)

- ✓ 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

②予防投与(300万人分)(変更なし)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行 (1,000万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

※過去3シーズンの推計患者数の平均

新型インフルエンザ対策における今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方(案) (政府行動計画及び抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン)

現行

国及び都道府県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等をふまえ、全り患者(被害想定において全人口の25%がり患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

変更なし

新

国及び都道府県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等をふまえ、全り患者(被害想定において全人口の25%がり患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

変更

全り患者(被害想定において全人口の25%がり患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,770万人分

全り患者(被害想定において全人口の25%がり患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,500万人分

政府行動計画

ガイドライン

ガイドラインにおける抗インフルエンザウイルス薬の表記名の変更(案)

平成30年2月にジェネリック医薬品が承認されたことから、今後の備蓄の可能性を踏まえ、今回の改正にあわせて、ガイドラインに記載されている医薬品について商品名から一般名へ変更する予定。

なお、備蓄する医薬品の種類及び量については、厚生労働省において検討を行い、必要に応じて感染症部会等において審議を行った上、30年度中を目途に判断する予定。

現行

タミフル
リレンザ
イナビル
ラピアクタ
アビガン



変更

新

オセルタミビル
ザナミビル
ラニナミビル
ペラミビル
ファビピラビル